

# 立花体育館利用案内

## 【施設概要】

住 所：墨田区立花 1 - 2 5 - 1 0  
電 話：5 6 3 0 - 5 2 3 4  
定 休 日：年末年始  
          ( 1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日 )  
利用時間：9 時から 2 1 時  
受付時間：2 0 時 3 0 分まで

内 容	付帯設備
バレーボール 1 面	支柱・ネット
ミニバスケットボール 2 面	
バドミントン 2 面	支柱・ネット
卓球 5 台	卓球台・ネット
更衣室男女各 1 室	シャワー

## 【利用方法】

立花体育館の利用は、個人利用（一般開放）と団体利用（事前登録が必要）があります。施設を利用する際は、2 ページ目の注意事項をお守りください。

### （ 1 ）個人利用（一般開放）

どなたでもご利用いただけます。利用日当日、立花体育館で当日使用券を購入してください。

利用料金

2 時間以内 1 7 0 円。中学生以下 5 0 円。 1 人 1 日最大で 4 時間以内

利用日時・種目

火曜日、金曜日 9 時 ~ 1 7 時 バドミントン・卓球

### （ 2 ）団体利用

団体登録をされている団体にご利用いただけます。事前に使用申込みをしてください。

利用料金

区内団体 1 時間以内 4 1 0 円。1 8 時 ~ 2 1 時は 1 時間以内 5 8 0 円。

区外団体 1 時間以内 6 1 0 円。1 8 時 ~ 2 1 時は 1 時間以内 8 7 0 円。

利用日時

毎日 9 時 ~ 2 1 時（個人利用及び優先団体の利用時間を除く）

団体登録

登録条件

小学生以上の方（代表者は 1 8 歳以上）で構成する 5 人以上の団体。

構成員の半数以上が墨田区在住在勤在学の団体は、区内団体（代表者は区民の方）として抽選に参加いただけます。

利用可能種目は、バレーボール、卓球、バドミントン、バスケットボールです。

登録方法

団体代表者が身分証明書をご持参の上、スポーツ振興課で登録手続きを行ってください。審査の上、後日登録証をお送りいたします。

個人情報、団体に関する情報は、当該体育館の運営に係る業務以外には使用しません。

有効期限

団体登録証の有効期限は最大 3 年です。

利用申込

区内団体については、利用月の 2 ヶ月前の第 1 月曜日 1 9 時から立花体育館で抽選を行います。抽選方法の詳細は 3 ページ目をご覧ください。

【問合せ先】墨田区スポーツ振興課 5 6 0 8 - 6 5 8 8

## 【 注 意 事 項 】

注意事項をよくお読みいただき、施設を利用する際は係員の指示に従ってください。ルールをお守りいただけない方については、利用をお断りし、今後の利用について承認しない場合がありますのでご了承ください。

- ・ 体育館内での飲食はできません。施設敷地内は禁煙となります。
- ・ ごみは、各自お持ち帰りください。
- ・ 施設を使用中に起こした事故については、使用者の責任において対応願います。あらかじめスポーツ保険などの傷害保険に加入しておくことをおすすめします。
- ・ 利用中に施設に損害が生じた場合は、利用者に現状復帰をしていただきます。

### ( 1 ) 個人利用者への注意事項

- ・ 使用券は発行当日のみ有効です。
- ・ 利用時間には更衣に要する時間も含まれます。
- ・ 利用者の都合で施設を利用しなくなった場合は、払い戻しは行いません。
- ・ 皆さんで譲り合ってご利用ください。1グループが場所を占有するなど互いに協力できない場合は、利用を取り消す場合がありますのでご了承ください。
- ・ 営利目的での利用は禁止となります。発覚した際は、利用を取り消させていただきます。

### ( 2 ) 団体利用者への注意事項

- ・ 施設を利用する際は、予約の際に発行する「使用承認書兼領収書」を係員にご提示ください。「使用承認書兼領収書」がない場合は、施設を利用することができません。「使用承認書兼領収書」は再発行できませんので、紛失等ないように願います。
- ・ 使用承認時間には、準備と片付けに要する時間及び更衣時間を含みます。準備と片付けは、利用者にて行っていただきます。
- ・ 団体登録時にいただいた団体構成員以外の利用や、使用承認時の目的以外での利用はできません。変更がある場合は、事前に変更手続きをお願いします。
- ・ 施設を利用しなくなった場合は、利用日の3日前までに、直接立花体育館へ「使用承認書兼領収書」と「団体登録証」を持参し、別日に振替をお願いします。連絡なく施設を使用しなかった場合は、施設の有効活用の観点から、ペナルティとして施設の利用を制限させていただく場合があります。
- ・ 利用の権利は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。
- ・ 営利目的での利用は禁止となります。発覚した際は、団体登録を取り消させていただきます。

## 抽選方法

- 1 日時  
毎月第一月曜日（1月は4日）、午後7時から
- 2 会場  
立花体育館（墨田区立花1 - 25 - 10）
- 3 対象  
区内登録団体
- 4 方法  
抽選会場に集合した区内登録団体の代表者（代理可）による抽選。
  - （1）受付  
ア 抽選参加団体の代表者は区内登録団体登録証を提示し、抽選順番号札を受け取る。  
イ 登録証を提示できない代表者は、抽選に参加できない。  
ウ 午後7時に受付を終了し、抽選開始を参加者に伝える。
  - （2）手順  
ア 代表者が先着順にくじを引き、希望コマの選択順（小さい番号順）を決定する。  
イ 代表者は、アで決定した順に希望コマを4コマまで（土日祝の希望は2コマまで）抽選表に記入する。  
ウ すべての代表者が抽選表への記入を終えたら、2巡目以降をイと同じ手順で行う。  
エ 代表者は、記入したコマについて使用申請手続きを行い、使用料を納付する。  
オ 立花体育館管理人は、使用承認書兼領収書を発行する。
  - （3）使用コマ数の制限等  
ア 1コマは、1時間。  
イ 1団体につき、連続使用及び1日の最大使用は2コマまで。  
ウ 1団体につき、1カ月6コマまで。  
エ 1団体につき、1カ月の土日祝の使用は、4コマまで。
- 5 抽選後の空きコマについて
  - （1）抽選日当日は、抽選不参加の区内登録団体のみ、使用申込みを受け付ける。
  - （2）抽選日の翌日9時以降、区内登録団体も対象に含め、上記コマ数制限の範囲内で使用申込みを受け付ける。
  - （3）使用日1週間前の空きコマは、上記の使用コマ数制限を超えて使用申込みを受け付ける。使用日1週間前の10時から、立花体育館で先着順に受け付ける。（同着の場合は、くじ引きとする。）
  - （4）空き状況については、立花体育館の窓口または電話（03-5630-5234）にて照会可能とする。